

静岡県老人福祉施設協議会委員会設置規程

制 定 平成 22 年 3 月 5 日
(施行 平成 22 年 4 月 1 日)
改 正 平成 23 年 3 月 1 日
改 正 平成 29 年 12 月 7 日
改 正 平成 30 年 3 月 20 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、静岡県老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）会則第 17 条第 1 項に規定する委員会の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

(設 置)

第 2 条 本規程に基づいて設置される委員会の名称及び主な所管事項は、別表のとおりとする。

- 2 委員会に、必要に応じて下部委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。
- 3 関東ブロック老人福祉施設研究総会の開催県となるときには、本条第 1 項別表の規定にかかわらず、会長が別に定める要綱により委員会を設けることができる。

(委員の構成及び数)

第 3 条 委員会の委員は、老施協会員施設の施設長をもって構成し、その数は 15 人以内とする。ただし、広報委員会、21 世紀委員会及び地域ケア委員会並びに第 2 条第 2 項による小委員会については、施設長以外の者を構成に加えることができるものとし、21 世紀委員会はそれらを含めた委員の総数を 24 人以内とする。

- 2 前項の委員は、理事会において決定する。ただし、補欠による委員については、理事会の事後承認とすることができるものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了となった委員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役 員)

第 5 条 委員会には、委員長 1 人、副委員長 4 人以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会における委員の互選とする。

(運 営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故ある時は、委員長が予め指定した副委員長がその職務を代理する。

3 委員会は、所管事項を調整する、又は協働して実施するため、全ての委員会又は関係する委員会による合同の会議を開催することができるものとする。

(統合及び廃止)

第7条 委員会を統合又は廃止する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 静岡県老人福祉施設協議会企画経営委員会設置要綱(平成19年3月5日制定)、静岡県老人福祉施設協議会研修委員会設置要綱(平成19年3月5日制定)、静岡県老人福祉施設協議会広報委員会設置要綱(平成19年3月5日制定)、静岡県老人福祉施設協議会21世紀委員会設置要綱(平成15年3月7日制定)及び高齢者福祉研究大会実行委員会、組織見直し検討小委員会、人材確保対策小委員会、ユニットケア対策小委員会に関する各運営要領等は、平成22年3月31日をもって廃止する。なお、廃止日以前にあって平成22年4月1日からを任期とする委員に決定されている者については、第3条第2項の規定に関わらず、平成22年4月1日現在において本規程に基づいて設置されている委員会の委員に決定された者と看做す。

別表 (第2条第1項関係) (平成23.3追加) (平成29.12改正) (平成30.3改正)

委員会の名称	主 な 所 管 事 項
企画経営委員会	・介護福祉の制度、施策に関する調査、研究に関すること ・要望等に関すること ・県委託事業の調整、推進に関すること
広報委員会	・「しず老施協」に関すること ・ホームページに関すること ・「介護の日」の啓発活動に関すること ・その他の広報啓発に関すること。
研修委員会	・施設長及び職員の研修に関すること ・支部等の実施する研修との調整に関すること ・他団体の実施する研修等への参加に関すること
21世紀委員会	・次世代を担う経営者及び職員の育成に関すること ・静岡県高齢者福祉研究大会の実施に関すること

高齢者福祉研究大会実行委員会	・静岡県高齢者福祉研究大会の実施に関する事 ・関東ブロック老人福祉施設研究総会に関する事
養護委員会	・養護老人ホームの運営上の諸課題に対応する必要な事業に関する事
特養委員会	・特別養護老人ホームの運営上の諸課題に対応する必要な事業に関する事
軽費委員会	・軽費老人ホームの運営上の諸課題に対応する必要な事業に関する事
地域ケア委員会	・地域包括ケアの運営上の諸課題に対応する必要な事業に関する事

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日において養護、特養、軽費及び在宅事業の各部会の役員である者は施行日現在において、第 3 条の規定に関わらず、本規程に基づいて設置されている養護、特養、軽費及び在宅事業の各委員会に決定された委員であると看做す。この場合において、それらの者の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定に関わらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 静岡県老人福祉施設協議会部会活動費助成金交付要綱（平成 18 年度分の交付金から適用）は、廃止する。施行日前の期間に係る平成 22 年度分の実績報告に関する取扱いについては、特に提出することを要しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。